令和８年（フ）第２１９号
茨城県水戸市石川２丁目4046番地の６　リーブルファイン石川103号、前住所群馬県高崎市矢中町967番地２　グレイス矢中Ａ
債務者　松本喜代子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２２２号
群馬県高崎市北原町89番地１　グループホームイノベル高崎205号
債務者　南雲　湧成
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２２３号
群馬県高崎市中泉町623番地４　パルフェ103号
債務者　櫻井　　章
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第８３号
岐阜県土岐市泉町大富218番地の13　ハイツ栄Ａ－205号
債務者　堀木　正子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１６９号
愛知県安城市住吉町荒曽根38番地４
債務者　神谷　清子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４６９号
愛知県豊田市京町３丁目101番地24　エメラルドレジデンス201号
債務者　鈴木　大河
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１７号
京都府舞鶴市八反田北町88番地１－２号
債務者　高山　一利
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第６６号
兵庫県加東市喜田２丁目13番地６　世奈弐番館202号
債務者　藤原　貴宏
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第１１５号
高知県香南市野市町西野1644番地　島内ハイツ103号
債務者　西川　茅加
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６３号
高知県香美市土佐山田町曽我部川960番地
債務者　新谷　秀人
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５６号
高知市桟橋通１丁目３番７号　クラシエ11－202
債務者　生田　武志
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５８号
高知市十津３丁目10番13号
債務者　北添　智博
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６３号
高知市一宮中町１丁目３番43号
債務者　池内　陵治
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５８号
福岡県大牟田市大字田隈399番地３　ＨＳハイツ天神木　201号
債務者　山口　祐子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第２９３号
静岡県田方郡函南町仁田690番地の１
債務者　山田　一之
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３２２号
静岡県駿東郡小山町須走317番地の23
債務者　片山　行生
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係